

青森県報

第四千五百七十九号

平成三十一年
三月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
 - 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
 - 道路の供用の開始……………(同) ……三
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
 - 右 同……………(同) ……三
 - 証紙売りさばき人の住所の変更……………(会計管理課) ……四
- 公 告
- 森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項……………(林政課) ……四
 - 森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒除の命令に係る事項……………(同) ……五
 - 二級建築士の処分……………(建築住宅課) ……六
 - 建築士事務所の監督処分……………(同) ……六

告

示

青森県告示第百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大畑歯科クリニック	むつ市大畑町中島八〇の七	平成三〇・三・一
調剤薬局ツルハドラッグむつ小川店	むつ市小川町一丁目一〇四の一	〃

青森県告示第百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
のだ眼科・血管内科クリニック	弘前市大字神田三丁目二の一	平成三〇・一・一
瀬川内科クリニック	五所川原市松島町一丁目七九	三〇・三・六
クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	三〇・三・三

青森県告示第百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	大畑齒科クリニック 調剤薬局ツルハドラッグむつ小川店	所 在 地	むつ市大畑町中島八〇の七 むつ市小川町二丁目一〇四の一	指 定 日	平成 三・三・一 〃
-----	-------------------------------	-------	--------------------------------	-------	------------------

青森県告示第百七十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	1	道路 種類	国 道	路線名	二七九号	変 更 の 区 間	下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二三の一から 下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二〇の一まで
2	国 道	三三三八号	上北郡六ヶ所村大字出戸字前田八一の二六から 上北郡六ヶ所村大字出戸字前田八一の九まで				

変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	二二・五二メートルから 二四・一一メートルまで	三三四・七五メートル	
後	一四・三二メートルから 七三・〇〇メートルまで	三三四・七五メートル	
前	一〇・〇〇メートルから 三五・〇〇メートルまで	一五四・九〇メートル	
後	一六・〇〇メートルから 一〇〇メートルまで	一五四・九〇メートル	

一 解除予定保安林の所在場所

西津軽郡深浦町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

3	県道	青森環状野内線	青森市大字横内字亀井九一の六から青森市大字横内字亀井九一の一まで
後	前	一三・七五メートルから一六・五〇メートルまで	一四・六四メートルから一七・一八メートルまで 一三・七〇メートル 一三・七〇メートル

青森県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二三の一から 下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二〇の一まで	平成三・三・二〇

青森県告示第百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

上小中野二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五号を結んだ線は二級河川枇杷野川官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡野辺地町		上小中野	国調筆界未定
二	〃		〃	八〇の一八九
三	〃		〃	八〇の一九一
四	〃		〃	〃
五	〃		〃	国調筆界未定

青森県告示第百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

赤平六号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び

標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱十一号と標柱十二号を結んだ線は村道白糠赤平浜通二号官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	下北郡東通村	白糠	赤平	一三三の二
二				二三九の三
三				二五二
四				〃
五				二七二の二
六				〃
七				二九〇の二
八				〃
九				二九九
十				三四三
十一				三四一の一
十二				二四二の一
十三				〃

青森県告示第百七十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
- つがる市柏桑野木田幾世七の四
- つがるにしきた農業協同組合

二 変更内容

1 変更前

つがる市稲垣町豊川宮川一の一九

2 変更後

つがる市柏桑野木田幾世七の四

公 告

森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。
 （「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

平成三十一年四月十九日から平成三十二年三月二十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆

除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第三項の規定により、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。

(「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成三十一年四月十九日から平成三十二年三月二十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなければならぬ。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状況からみて、森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項一号に掲げる命令のみによつては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する

額をその者から徴収することができる。

二級建築士の処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 処分をした年月日

平成三十一年三月十二日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

苦米地仁

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

3 登録番号

青森県知事登録第四五三八号

三 処分の内容

業務の停止十四日間（平成三十一年四月二日から同月十五日まで）

四 処分の原因となった事実

前記二級建築士は、上北郡おいらせ町内の住宅一件について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請手続の代理者として、当該認定の申請の添付図書である「青森県長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱」（平成二十一年五月二十一日制定）第三条第四号に規定する適合証及び同条第五号に規定する設計住宅性能評価書を改ざんして当該認定の申請を行った。

建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第

五項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 監督処分をした年月日

平成三十一年三月十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称

T O M A 設計事務所

2 所在地

十和田市大字相坂字相坂二五九の一三

3 開設者の氏名

苦米地仁

4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

5 登録番号

青森県知事登録第二二九八号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖十四日間（平成三十一年四月二日から同月十五日まで）

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、平成三十一年三月十二日に青森県知事から建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭